

どうなる、どうする、共謀罪

自由民主主義の歴史に学ぼう、環境民主主義の未来を作るために

笠原一浩

(弁護士・みどりのテーブル会員)

1 はじめに

政府・与党は先の第一六三回国会に「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（以下「共謀罪法案」）を提出しました。共謀罪を簡単に言えば、犯罪の共謀、つまり計画まで処罰対象に広げるものですが、これは人の「思想」でなく「行為」を罰するという近代刑法の基本原則を踏み外す恐れがあります。

自由民主主義とは本来、数の力で少数者を抑圧するのではなく、少数者を含めた人々の自由保障を目指した民主主義ですが、今、自民党が自由民主主義を放棄するならば、先人たちが築いた自由民主主義を守っていくのは野党の責務であり、特に未来に最も近いところに位置する私たちみどり派には、将来に向けて環境民主主義を花開かせていく義務があります。そこで、本稿では共謀罪法案の何が問題で、私達みどり派はこの法案にどう向き合うべきか、以下検討することにします。

2 二が問題、共謀罪

① 犯罪の実行の着手、準備行為がなくても相談をしただけで犯罪となること

前述の通り、近代国会における刑法の基本原則を破壊する恐れがあります。

② 六〇以上の犯罪が対象となること

共謀罪法案第三条は、「長期四年以上十年以下の懲役または禁固の刑が定められている罪」の共謀をした者は、二年以下の懲役または禁固とする旨規定しています。そして、「長期四年」とは、最高刑が四年ということですので、刑罰に「四年以下の懲役とする」とする犯罪は全てこれに該当し、この中には選挙ポスターへのいたざら書きも含まれます。

③ 対象となる団体の性質が特定されていないこと

また、共謀罪はあくまでも組織犯罪に対応することを目的とするもので、市民団体や労働組合の正当な活動が抑圧されることのないよう、「犯罪組織」とは何かについて特定する必要があり、新設予定の組織犯罪規制法六条の二において、「団体の性質に関する規定とは、わずかに「当該行為を実行するための組織により」という表現があるだけです。これでは、一時的にそのような「謀議」をしただけでも「当該行為を実行するための組織」として本条が適用されることになりかねません。

3 条約は、こんな法案など求めている。せめて自由民主主義の法案を。

法務省によれば、共謀罪の創設は国際的組織犯罪に対処するための越境組織犯罪条約（注。以下「条約」）の要請であり、国際的義務とのこと。しかし、共謀罪法案は条約の要請を踏み越

えて処罰範囲を拡大しており、このままでは一般の人まで被害を受ける恐れがあります。

① 犯罪が組織的であることは、条約の要請

既に述べたように、〇五共謀罪法案において、団体の性質に関する規定は、わずかに「当該行為を実行するための組織により」という表現があるのみですが、条約第三条が定める適用範囲「性質上越境的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するもの」から考えれば、犯罪が組織的であることを求めるのは、むしろ条約の要請です。

また、条約の第一条aにおいては、「組織的な犯罪集団」につき、「直接又は間接に金銭的利益その他の物質的利益を得るため、一定の期間継続して存在し」など、明確な定義がなされています。

② せめて、適用犯罪の限定を

また、共謀罪の対象となる犯罪はきわめて広範囲に及んでおり、明らかに「国際組織犯罪の防止」という条約の要請を逸脱しています。仮に共謀罪を設けるにしても、その適用対象につき、罪名を具体的に明記して示すことは、国際人権規約を含む、国際法体系全体が要請するところと考えます。

なお、以上の問題は、衆院選前の法務委員会においては、弁護士出身の早川忠孝氏など、多くの自民党議員ですら指摘していました。

4 そして、環境民主主義の防犯政策

① 国際犯罪増加の背景とは

今日増加している国際的組織犯罪とは、いわば、経済全体のグローバル化の帰着ともいえます。すなわち、資本・財貨が国際的に流通するようになれば、必然的に犯罪組織も国際的に活動範囲

を広げることとなります。そして、個々の犯罪内容を検討していくと、経済のグローバル化の負の側面がいつそう浮き彫りになります。例えば、人身売買は、臓器売買や売春を主な原因としていますが、臓器という人間の一部分を売買対象にすれば、最も弱いところに被害が生じるのは自明のことです。売春については、買春、例えば日本人男性のアジア買春ツアーといった要因を無視するわけにはいきません。そして、麻薬の売買を考える際には、多国籍企業などによってまっとうな自然利用の道が閉ざされれば、危険な道へと走り出すのは人間の常、ということも想起すべきでしょう。そして、いわゆる「国際テロ」については、「なぜアメリカは嫌われるのか」という根本から考えなければならぬ、これは今や自明のこととなっています。

② 国際組織犯罪については、原因からの根絶を

このように、近年増加する国際犯罪とは、言ってみれば今日の世界全体が抱える病の一つの象徴に過ぎません。私達みどり派としては、共謀罪の廃案、少なくとも大幅修正に向けて他の野党、場合によっては自民党内の自由民主主義者と協力していくのはもちろん、「国際組織犯罪を生まない、もう一つの世界」を積極的に提案する必要があります。海外の資源に頼って外国の人々を苦しめるのではなく、資源・エネルギーをなるべく利用しない経済社会へ。自然の富を自分たちだけで、現在世代だけで利用するのではなく、世界に、そして未来に開かれた自然の利用を。この視点は、今や国際組織犯罪を考える際にも欠かせないものとなっています。